平成２８年（フ）第７６３号
神戸市北区有野台５丁目４番地Ｂ42棟503号
債務者　田中　貴之
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７１号
神戸市中央区山本通３丁目22番１号
債務者　野田　ルミ
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９５号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番20―203号
債務者　髙木　由奈
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６号
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目３番５―507号、前住所大阪府池田市畑４丁目22番７号
債務者　神木　淳子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目３番５―507号、前住所大阪府池田市畑４丁目22番７号
債務者　神木　　遥
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目31番５号　仲前ハイツＡ１　403、前住所埼玉県川口市弥平２丁目12番24号　トシユキマンション305号
債務者　青山　素子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目57番地　森野ハイツ207号
債務者　池田　圭介
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1255号
債務者　山下　千琴
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目25番６―201号
債務者　森嶋　孝治
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目８番12号　ボーネン尾浜302号
債務者　柳下　　礼
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９０号
北海道小樽市新光２丁目18番21号　イルミオⅠ201号室、前住所北海道小樽市オタモイ３丁目22番26号
債務者　山田　武志
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第９１号
北海道小樽市花園３丁目８番５号
債務者　天沼　政行
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３５９号
仙台市青葉区三条町10番３号　クレセール千葉306
債務者　猪股　　靖
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
秋田県潟上市天王字持長根15番地３　マンションサクマ206号
債務者　橋本　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２号
秋田市牛島東１丁目２番18号
債務者　大坊　博文
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８号
秋田市保戸野原の町12番11号　セジュール竹谷101号
債務者　小野寺芳武
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７号
福島市北中央２丁目９番地　市住８―44
債務者　今泉めぐみ
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福島地方裁判所